

令和4年度 第1回習志野市環境審議会 会議録

1 開催日時 : 令和4年6月27日(月) 13:30~15:10

2 開催場所 : 市庁舎5階 委員会室

3 出席者

【会長】 千葉工業大学先進工学部生命科学科 教授 五明 美智男

【副会長】 習志野市議会議員 宮内 一夫

【委員】 習志野市議会議員 央 重則

習志野市議会議員 相原 和幸

東邦大学理学部生命圏環境科学科 教授 朝倉 暁生

東邦大学理学部生命圏環境科学科 准教授 今野 大輝

日本大学生産工学部環境安全工学科 教授 武村 武

日本大学生産工学部土木工学科 教授 佐藤 克己

習志野市秋津連合町会 会長 本多 武雄

習志野商工会議所 女性会 会長 桜丘 けい子

習志野商工会議所 女性会 梓澤 キヨ子

千葉みらい農業協同組合 理事 渡邊 勇

NPO法人樹の生命を守る会 樹木医 有田 和實

公募委員 香取 裕子

公募委員 三浦 由久

公募委員 佐伯 直人

【市職員】 都市環境部部長 神崎 勇

都市環境部次長 金坂 邦仁

公園緑地課 課長 川野 祐二

公園緑地課 係長 田村 賢司

公園緑地課 主査補 名倉 亜希子

【事務局】 環境政策課 課長 伊東 尚志

係長 白井 元士

係長 鈴木 喬

副主査 神山 梓

主任主事 三橋 一輝

主事補 重黒木 優実

【欠席委員】 千葉工業大学先進工学部学部長 生命科学科教授 村上 和仁

習志野市医師会 医師 吉岡 敏江

傍聴人 : 1名

4 議題

会長の選出

職務代理人（副会長等役員）選出

会議の公開

会議録の作成等

会議録署名委員の指名（佐藤委員 三浦委員）

報告事項

①習志野市緑の基本計画改訂の取り組みについて

②習志野市地球温暖化対策実行計画改訂（案）について

その他

5 会議資料

・習志野市緑の基本計画令和4(2022)年度改訂について

・習志野市地球温暖化対策実行計画改訂（案）の概要（令和5(2023)年度～令和12(2030)年度）

（習志野市環境審議会条例）

（習志野市環境審議会条例施行規則）

6 議事内容

・委員紹介

・職員紹介

開会

第1 会長の選出

第2 職務代理人（副会長等役員）選出

第3 会議の公開

第4 会議録の作成等

第5 会議録署名委員の指名

第6 報告事項

①習志野市緑の基本計画改訂の取り組みについて

②習志野市地球温暖化対策実行計画改訂（案）について

第7 その他 日程について

閉会

<会議概要>

第6 報告事項

①習志野市緑の基本計画改訂の取り組みについて

【説明概要（公園緑地課 川野課長より）】

- ・習志野市緑の基本計画は、平成19年3月に策定され、令和7年度を目標年次としており、平成26年に1度改訂をしている。今回は2回目の改訂となる。
- ・主な改訂内容は、令和5年3月に予定している、鷺沼地区市街化調整区域の市街化区域編入に伴い、実態との整合を図るものと、平成29年と30年に施行された都市緑地法、都市公園法の改正内容及び上位計画の変更内容を反映させ整合性を図るものである。
- ・計画のテーマや基本方針、目標年次は引き続き継承するものとする。
- ・緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づき、住民に身近な地方公共団体である市町村が、中長期的な観点に立って、市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する事項を定めるものである。
- ・近年、少子高齢化、人口減少や地方公共団体の財政面・人員面の制約が深刻化する一方で、都市公園を初めとする緑・オープンスペースへのニーズも多極化を見せている。このような状況を踏まえ、民間活力を生かした緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、都市緑地法等の6つの法律が改正された。また、本市においては鷺沼地区で新たなまちづくりに向けた市街地の整備が予定され、周囲を取り巻く環境が変化している。このようなことから、今回緑の基本計画の改訂を行う。
- ・今回の主な改正内容は3点あり、1点目は鷺沼特定土地区画整理事業を踏まえた変更、2点目は目標数値の見直し、3点目は法改正・上位計画を踏まえた変更である。
- ・まず鷺沼特定土地区画整理事業を踏まえた変更について。区画整理事業の予定区域に計画されている、4haの地区公園を2haの近隣公園に変更するものである。
- ・4haの地区公園の整備が理想ではあるが、公園用地は市が取得することとなり、市の費用負担が膨大になること、地権者の減歩が多くなり、過度の負担になること、土地区画整理事業においては、法律の中で確保すべき公園面積が定められていること、これらのことから土地区画整理事業によって公園が整備されると言った実現性を勘案し、事業により確実に整備が進む近隣公園と街区公園2か所の設置に変更したものである。
- ・近隣公園については、地域防災計画における災害時の一時避難所として位置付け、隣接する小学校予定地と一体的な防災拠点として整備を予定している。
- ・区画整理事業が予定されている区域は現時点では農地が広がっているものの、施行後は新たな市街地へ土地利用が変換される。
- ・これらのことを踏まえ、緑地の配置方針における事業区域の位置づけを、「農との共

存による緑のまちづくり」から、「災害に強い市街地整備の推進・緑の美しい新市街地の整備」へ変更するものである。

- ・目標数値の見直しについて、本計画の緑地の確保目標については、千葉県が作成する都市計画区域マスタープラン、習志野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の緑地確保目標水準に則して目標数値を定めている。今回の改訂までに内容に変更があったため、上位計画との整合性を図るものである。
- ・都市計画区域マスタープランの変更内容は、長期目標年次を令和7年から令和17年と10年延長されたが、緑地確保の面積は現行数値のままスライドし、市街化区域面積に対する割合は11.8%、都市計画区域面積に対する割合は17%でした。
- ・このことから本市においては令和3年の現況値から令和17年の長期目標年次の数値の増加量を令和7年度時点で按分した数値として10.7%と14.5%と設定しようとするものである。
- ・法改正・上位計画を踏まえた変更について、都市緑地法の改正の中で、緑の基本計画の記載事項の追加が今回の改訂の主な内容となる。
- ・公園の老朽化、財政制約等を背景に、ストックの適正管理の重要性が増している。また、都市緑地の継続的な減少により、都市農地が発揮する緑地機能の重要性が高まっている。こうしたことより、緑の基本計画の記載事項に、公園の管理の方針、都市農地の保全が新たに追加され、都市公園の老朽化対策等の計画的な管理、都市農地の計画的な保全を推進することが組み込まれた。
- ・都市公園法の改正について、社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備等を背景とし、緑とオープンスペースが持つ、多機能性を最大限に引き出すことを重視し、都市公園の再生、活性化を推進するため、都市公園法が改正された。
- ・この計画の改定に係る主な改正内容は、公募設置管理制度の創設及び、都市公園の維持修繕基準の法令化である。公募設置管理制度、いわゆるPark-PFI制度とは、都市公園における民間資金を活用した官民連携による事業手法である。飲食店、売店等の公園施設、公募対象公園施設の設置または管理を行う民間事業者を公募により選定する手続きである。事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には、都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される。
- ・次に、都市公園の維持修繕基準の法令化について、国土交通省からの報告によると、供用中の都市公園のうち、設置から40年以上経過したものが、平成26年度末で約16%。20年後には約6割に達する見込みであり、また、遊具については、設置から20年以上経過したものが約5割となっている背景がある。このようなことから、都市公園の維持管理、修繕基準の規定を設け、適切な時期に点検を行い、必要な措置を講ずることを義務づけることにより、予防保全による長寿命化、安全対策を徹底することを趣旨としている。

- ・次に、上位計画を踏まえた変更として、令和3年に策定された習志野市後期基本計画に係る内容について、公園緑地整備の推進の施策として、都市公園における管理運営については、様々な民間活力の導入について検討することとしている。また、公園施設の長寿命化計画について、遊具に関する計画を令和元年度に作成することとしている。法改正、上位計画を踏まえた、緑の基本計画の主な変更内容2点を説明する。管理に係る内容について追記した内容となる。
- ・1点目は、都市公園の管理運営については、緑とオープンスペースの多機能性を最大限引き出すために、Park-PFIなどの導入を検討し、民間の力と知恵を活用する旨を追加するもの。
- ・2点目は、公園施設の保守プランの検討について。これまでは、遊具と、施設の定期点検やメンテナンスを実施する旨の記載であったが、公園長寿命化計画に基づき、遊び場の安全性をより一層高めるため、遊具等施設の定期点検やメンテナンスを行いつつ、計画に基づいた遊具の更新に努めることに変更し、より具体的な表現に変更するものである。
- ・今後の予定について、庁内の意見調整を行った後、令和4年度第2回環境審議会へ緑の基本計画令和4年度改訂版の策定について諮問し、お諮りいただく予定。答申をいただいた後、習志野市緑の基本計画令和4年度改訂版を策定となる。概ね年内に策定予定であり、策定後はホームページにて公表する。

【質疑応答】

(朝倉委員)

- ・上位計画との整合性は理解できるが、緑のマスタープランというのは、地域内の緑やオープンスペースをどのように計画的に確保していくかという観点が重要なものだと思うので、いくつかお伺いしたい。
- ・1点目は、目標値が変わるというところ。年度的には現行の第二次目標年次に近いものの、現況は192.6haにとどまっている。これはどのように理解したらいいのか。
- ・2点目は、土地区画整理事業や上位計画との整合性という話は一部納得できるが、目標の設定しなおしは、現況でも減っていて、長期目標でも減ってしまう。それは今後の習志野の緑の確保という観点から適切なのか。現行計画の現況年度からの取り組みの成果と評価をお伺いしたい。

(公園緑地課 川野課長)

- ・今回の計画はあくまで上位計画である県の区域マスタープランの数値をスライドさせたものである。実際には令和7年に大規模な改定を予定している。

(朝倉委員)

- ・ 5 ページの表は習志野市の数字で県の数字ではないですね。

(公園緑地課 田村係長)

- ・ 目標数値は数値の根拠やバックデータとして千葉県の実況調査と整合している。県の方で令和 7 年度の目標だったものが令和 17 年度と 10 年延伸したので、同じく見直している。

(朝倉委員)

- ・ 数字に責任を持たねばならないのは習志野市ではなく千葉県なのか。

(公園緑地課 田村係長)

- ・ 我々の目標であるので、習志野市に責任はある。

(朝倉委員)

- ・ 現行計画で、現況年度から 2020 年度までに 8.8ha 高めるという目標が立っている。しかし現状目標地点よりも減っている。これはなぜそうなって、どういう評価なのかと聞いている。それは千葉県の数字変更の話だけで良いのか。

(公園緑地課 田村係長)

- ・ 実際目標に達していない点は今後考えなければならぬと認識している。

(朝倉委員)

- ・ お金の問題という理解で良いか。

(公園緑地課 田村係長)

- ・ もちろん整備計画があり、公園予定地等あって、整備予定箇所を整備するという形で目標設定しているという数値的根拠になるが、財政的な問題や用地の確保の問題が要因であると考えている。

(朝倉委員)

- ・ もし問題がそこであれば、目標年次までどのようにすれば目標達成できるのか具体的にやらなければ、また目標の下方修正とならないか危惧している。
- ・ また、4ha の地区公園を 2ha の近隣公園に変えるということは、緑の基本計画概要版に示されている、都市公園並びに都市公園等の施設の整備目標、都市公園の 1 人あたり 6.7 m²を、2025 年度は 10 m²まで高める目標となっているが、これもスライ

ドして少なくなるという認識で良いか。

(公園緑地課 田村係長)

- ・ 目標数値についてはスライドする形になるので、令和7年時点で当初より少なくなる。

(朝倉委員)

- ・ 気候変動対策の点で、緑地が持っている機能は重要と言われている。これをどう確保していくかを数字の帳尻合わせのようではなく実施してほしいと強くお願いしたい。

(五明会長)

- ・ ご指摘の中で2点ほど重要な点があった。千葉県の変更と市の変更の整合性をしっかりと説明して改訂をしていただきたい。
- ・ 可能であれば説明資料に、県の目標年度である令和18年へ向けた市の対応が見えるようなコメントがあればよいと思う。

(三浦委員)

- ・ 現況で2014年度195haとなっているものが、2021年度で192.6haとなっており、2.4haも減っている。これは何があったのか。

(公園緑地課 田村係長)

- ・ 主な減った原因は、鷺沼台地区の区画整理による畑の面積の減少である。

(有田委員)

- ・ ここで言う緑地はどこまでの範囲なのか。空地や街路樹も含まれるのか。
- ・ 1人あたりの緑地面積の目標が2025年度で10㎡とのことだが、人口動向で左右されないか。人口は減っていくと予想される。人口が減れば必然的に1人あたりの面積が増えるのではないか。そこについて詳しく説明してほしい。

(公園緑地課 田村係長)

- ・ 緑地の定義は、都市公園、都市公園に準ずる公共緑地、公共施設、花壇、街路樹、市民農園。加えて、農業振興地域の農用地区域、自然保護地区、都市環境保全地区、緑化協定による工場緑地などが含まれる。畑や水面、草地いわゆる雑種地などは含まれない。畑は農業振興地域の農用地区域としてカウントされている物だけ含んでいる。

(有田委員)

- ・未利用地について。海岸の埋立地にある雑草等は、緑地や緑被率には入ってこないのか。農地も二つに分かれるようだが、その辺はどう受け止めればよいか説明してほしい。

(公園緑地課 田村係長)

- ・未利用地については草地や雑種地の解釈となるので、緑地の確保量にはカウントされない。
- ・緑の基本計画の将来人口、人口推計については、習志野市の人口推計調査の報告書を参考にしている。今後の改訂についても、人口推計を利用して、1人当たりの確保量を検討していく。

(有田委員)

- ・具体的には現在人口は何万人で、令和7年にはどれくらいになるのか。

(公園緑地課 田村係長)

- ・現在の習志野市の人口は概ね175,000人である。将来的には減少傾向になると思われるので、それを加味して次回の改訂で新たな目標を設定していく。

(三浦委員)

- ・鷺沼地区の人口は増えるのではないかと。

(公園緑地課 川野課長)

- ・しばらくの間は増加傾向がうかがえるが、そこからは緩やかに減少傾向になる。

(佐伯委員)

- ・4haから2haに変更した理由は、市の予算と減歩の関係だと言われたが、街区公園2か所追加してトータルの面積が変わらないのなら、話に一貫性が無いように思う。

(公園緑地課 田村係長)

- ・現行計画では4haの地区公園だが、これを2haの近隣公園と街区公園を併せて2.5ha程度の公園整備を予定している。

(佐伯委員)

- ・街区公園は2か所で0.5haということか。

(公園緑地課 田村係長)

- ・今のところ街区公園2か所だが、数については未確定なところもある。今の見込みだと0.5haの街区公園を予定しており、併せて2.5haの公園整備を予定している。

(佐伯委員)

- ・今回の改訂では鷺沼地区のことが書かれているが、内容は全市のことを指していると考えてよいか。

(公園緑地課 田村係長)

- ・そのとおりです。

(佐伯委員)

- ・供用中の都市公園のうち設置から40年以上経過という数字は、習志野市全体という理解で良いか。

(公園緑地課 田村係長)

- ・その数値については全国的な数値である。習志野市については、遊具については設置から20年以上経過したものが69%となる。

(五明会長)

- ・これは国の数値ということですね。

(佐伯委員)

- ・そこは明確に示していただきたい。

(五明会長)

- ・そこはわかりやすいように資料を作成していただければと思う。

②習志野市地球温暖化対策実行計画改訂(案)について

【説明概要(環境政策課 伊東課長より)】

- ・地球温暖化対策実行計画は、地球温暖化対策推進に関する法律第21条に基づき、作成が求められる、地方公共団体の実行計画である。
- ・実行計画には事務事業編と区域施策編があり、今回改訂を実施しているのは事務事業編となる。これは、地方公共団体が行っている事務事業に関して、温室効果ガスの削減、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化に取り組むための計画という位置

づけである。

- ・現在の計画は、平成 31 年度を初年度とする 12 年間の計画である。12 年間は長期であるため、4 年ごとに見直しを行うこととしている。今回は初めての見直しとなる。
- ・この計画の目標は、令和 12 年度の温室効果ガス排出量が、平成 29 年度に比べて 12%削減としている。12 年間の目標なので、年 1%の削減を目標としていた。
- ・第 1 期においては、環境にやさしい行動の推進として、職員の取り組みによるものを重視していた。具体的にはクールビズやウォームビズ、使っていない電灯を消すなど、省エネの取り組みに重点を置いて進めてきた。これに加え、市内の公共施設に大規模な改修があった場合は、省エネルギー機器、再生可能エネルギー設備の導入を推進してきた。
- ・温室効果ガス排出量は、令和 2 年度実績で、基準年の平成 29 年に比べて約 8%減少している。しかし、ごみ処理や下水処理から発生する二酸化炭素を含めると、ほとんど変化がない状況である。それらについては人口に引っ張られる形となるので、第 2 期についてはそこを整理する形で計画に盛り込んでいく予定である。
- ・実行計画の改訂のポイントとして、6 月 7 日に温室効果ガス排出実質ゼロに挑戦する、ゼロカーボンシティ習志野を表明したことがあげられる。これに伴い、国に準ずる形で排出量の目標を修正しようと考えている。具体的には、国が 2030 年度に 46%の削減を掲げているので、習志野市においても 46%削減を目標に検討を進めている。
- ・国の基準年は 2013 年であり、習志野市は平成 29 年とずれているが、これは市の新庁舎が供用開始した年であり、大きくエネルギー効率が変わったことからこの年を基準年としている。基準年に差異はあるが、排出量に大きな違いはないので、同じく 46%削減を掲げようと考えている。
- ・習志野市として削減のために取り組む具体的な項目については、国が示す地域脱炭素ロードマップを踏まえた形で作成している。
- ・習志野市が進める重点施策として、クリーンなエネルギーの使用による削減、再生可能エネルギーの導入による削減、省エネ設備への転換による削減、これまでの取り組みを含めた省エネを意識した行動による削減。その他吸収源の確保と保全として、市内の緑地の維持管理というようなどを挙げている。
- ・クリーンなエネルギーの選択は、再生可能エネルギーを利用した発電や、カーボンオフセットされた、二酸化炭素排出係数の低い電力を使うなどにより、二酸化炭素の排出を抑えていく予定。
- ・再生可能エネルギー設備導入の推進と災害対策機能強化については、公共施設の大規模改修の際に太陽光パネルを設置することなどを検討している。
- ・施設の新築・改修に伴う省エネルギー化については、公共施設の LED 化などを検討

している。

- ・ 公用車の EV、再エネ充電施設の導入については、市ではかなりの数の公用車を保有しているため、EV やハイブリッドの導入を進めていく施策を検討している。
- ・ 省エネ意識の向上と普及・啓発については、第 1 期の職員の取り組みによる削減が含まれている。今後こういった目標を立てるか具体的にしながら進めていく。
- ・ 二酸化炭素吸収源の確保については、緑地の保全がそこに含まれる。
- ・ そのほか、ICT の推進と働き方改革や、ごみ排出量の減量とごみ処理・処分量の削減を掲げている。
- ・ この地球温暖化対策実行計画は、市の事務事業に係る計画なので、庁内の意見照会を行い、それを踏まえ再度審議会に報告させていただき、改めてご意見をいただくと考えている。その後その意見を踏まえ、庁内の会議で最終的な実行計画改訂版を作成する予定。
- ・ 事務事業に係る計画なので、パブリックコメントにはかけないことを事前に承知願いたい。

【質疑応答】

(央委員)

- ・ 庁内の意見照会の後再度示されるとあるが、最終的にいつ我々に示されるのか。

(環境政策課 伊東課長)

- ・ 庁内の意見照会は 9 月頃実施予定なので、できれば年内には改めて示したい。

(央委員)

- ・ その時に具体的な施策が出てくるという認識で良いか。

(環境政策課 伊東課長)

- ・ その通りです。現在コンサルに委託して削減の可能性を探っているところである。

(央委員)

- ・ 9 月に具体的なものが示されるのか。

(環境政策課 伊東課長)

- ・ 庁内への意見照会を 9 月に考えているので、年内 11 月頃になると思われる。

(佐伯委員)

- ・ SDGs のアイコンを使っているが、結局は CO2 の削減しか語られていない。ならば削

減できる CO2 の絶対量を示すのが一番良いと思う。

- ・しかし、SDGs の枠組みを使うなら、CO2 の削減を達成できたとしても、他のセクションで SDGs の目標にマイナスに動いてしまうかもしれない。従って、SDGs の使い方としてあまり適切でないと思う。
- ・もともと習志野市が CO2 の排出が多い市なのか少ない市なのかによって、政府が出している目標の達成難度は変わると思う。削減率で無理やり作るのではなく、項目ごとに見極めたうえで、何トン減らすことを目的とするといったもので良いと思う。人口や経済活動の規模も考え削減量を定めるべきで、国の削減目標にただ従うのは、あまり国際的にも国内的にも通用する話ではないと思う。

(環境政策課 伊東課長)

- ・今後何をすればどれだけ削減できるのかを積み上げていこうとしている。それを踏まえ、SDGs の目標も踏まえながら計画を作っていきたい。

(佐伯委員)

- ・現状の総排出量に対して、自動車からの排出量や緑地の吸収量など、概ね算定できるものがあると思う。どこに力を注がなければならないのかわかっているのなら教えて欲しい。

(環境政策課 伊東課長)

- ・公用車の EV 化について。保有台数や給油量は把握しているため、すべて EV 化すればこれだけ減らせるというものはあるが、二百台以上ある公用車を計画的に入れ替えていかなければならないため、それも計画に含める予定である。
- ・どこに力を入れていくかについては、習志野市の事務事業から排出される温室効果ガスの半分を占めるのが、電気由来の物であるため、クリーンなエネルギーの選択や、再生可能エネルギー設備の導入の推進に力点を置いた施策を構築するべく、庁内の検討会にて検討を進めている。

(三浦委員)

- ・新聞で読んだのだが、浦安市が山武市の森林整備にお金を払う事業をしており、5年間の CO2 吸収量がたった 60 トンとのこと。PR を狙ってやっているという話もあるが、習志野市では二酸化炭素吸収源の確保はどのようなことを考えているのか。このような事業も考えているのか。

(環境政策課 伊東課長)

- ・二酸化炭素吸収源の確保はまずは市内の緑地の保全を考えている。三浦委員がおつ

しゃった森林環境譲与税を利用した浦安市の取組は我々も把握している。習志野市も浦安市も森林が無く、浦安市は先んじてその施策を行っている。習志野市でもそのような取り組みができるか、森林環境譲与税の所管課と協議しながら検討していく。

(佐伯委員)

- ・ 環境の問題は世界レベルの物なので、習志野市に森林がないからと言って、習志野市が森林と無関係ではない。面積の小さい習志野市に無理やり森林を作る必要はなく、別の地域や世界の別の国の森林にサポートやアプローチをすればよいと思う。お金だけでなく貢献の仕方はいろいろあると思う。
- ・ SDGs は CO2 の削減だけが目的ではないので、車の台数を減らしたりエネルギーの使用量を削減したら、市の他のサービスが低下したり犯罪が増える可能性もある。それならエネルギーをもっと使った方がいい。そういったトータルのデザインをするのが SDGs である。先程は SDGs はやめろと言ったが、行政の立場としては SDGs の精神は持っておいた方がいい。

(宮内副会長)

- ・ 今後文化ホールや清掃工場の建て替えもある。清掃工場は 20 年前の建設時も、二酸化炭素排出量の問題で議論があり、1 度廃案になった。現在も二酸化炭素の排出量は多く、コークスの値段も上がっている。ここら辺の問題には広い視野を持ちながら担当部署と連携を図って行ってほしい。環境行政が引っ張って行ってほしい。

(環境政策課 伊東課長)

- ・ 重要な視点だと認識している。連携を図って進めていく。

(都市環境部 神崎部長)

- ・ 清掃工場の炉は様々な種類があり、また、CO2 の削減や、電気を作り、再生可能エネルギーとして地域に貢献できる仕組みもある。建て替えについてはその点についても総合的に考え、組織づくりも踏まえて検討していく。

(佐伯委員)

- ・ 先日東京新聞で、船橋市では生ごみ、プラスチック、紙類を分別しているが、近隣市では実施していない旨の記事があった。今後清掃工場の建て替えの際には、市民によるごみの分別回収が生きるシステム・機械の導入や、よそから習志野市のゴミ捨て場に持ってくるような人を減らしていけるやり方を考えて欲しい。

(五明会長)

- ・ごみの話は議題になっていないので、御意見として伺っておきます。

(有田委員)

- ・習志野市は松が非常に多く、松枯れ病の対策もよくやっていると思う。しかし、民地の松はどんどん減っているので、これを指導していただきたい。市の公園や街路樹の松は積極的に対策されているが、工場や大学の敷地内の松は枯れているものが多い。樹木は育つのに数十年かかるため、今ある緑の確保のため、民地を含めた対策を実施してほしい。

(五明会長)

- ・民地と関わることなので、ご意見としていただいております。

第7 その他

(環境政策課 伊東課長より)

- ・第2回審議会は9月頃の開催を予定し、調整している。具体的な日程については早めに通知する。